

JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会規程・新旧対照表

改正案	現行
<p>JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会規程 (2011年11月11日制定) (2012年11月7日改正) <u>(2015年2月18日改正)</u></p>	<p>JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会規程 (2011年11月11日制定) (2012年11月7日改定)</p>
<p>(目的) 第1条 この規程は、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u>（以下「JPNIC」という）<u>理事会内規第12条</u>に基づき設置するJPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、<u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u>（以下「JPNIC」という）<u>定款第36条</u>に基づき設置するJPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(委員会の設置) 第2条 委員会は、<u>JPNIC 理事会内規第12条</u>に基づき、JPドメイン名の公共性の担保の一端を担うことを目的として設置される。 2 委員会は、理事会が提示する評価基準を用いて、JPドメイン名登録管理業務移管契約（以下「移管契約」という）第13条につき、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）の実績評価を行う。 3 委員会は、実績評価の結果を理事会に報告する。 4 理事会は委員会と理事会のリエゾンを役割とする担当理事を理事の中から指名する。</p>	<p>(委員会の設置) 第2条 委員会は、<u>JPNIC 定款第36条</u>に基づき、JPドメイン名の公共性の担保の一端を担うことを目的として設置される。 2 委員会は、理事会が提示する評価基準を用いて、JPドメイン名登録管理業務移管契約（以下「移管契約」という）第13条につき、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）の実績評価を行う。 3 委員会は、実績評価の結果を理事会に報告する。 4 理事会は委員会と理事会のリエゾンを役割とする担当理事を理事の中から指名する。</p>

改正案	現行
<p>(委員長) 第 4 条 委員会の委員長の選任は互選により行う。</p> <p>2 委員会の委員長は<u>理事会内規第 12 条</u>に基づき設置される他の委員会の委員長を兼任することができない。</p> <p>3 委員長は、理事会から検討状況等の報告を請求された場合は、検討状況等を報告しなければならない。</p> <p>4 会議の議長は、委員長がつとめる。</p>	<p>(委員長) 第 4 条 委員会の委員長の選任は互選により行う。</p> <p>2 委員会の委員長は JPNIC 定款第 36 条に基づく他の委員会の委員長を兼任することができない。</p> <p>3 委員長は、理事会から検討状況等の報告を請求された場合は、検討状況等を報告しなければならない。</p> <p>4 会議の議長は、委員長がつとめる。</p>
<p>(決議) 第 10 条 委員会の<u>決議</u>は、原則として全員一致とし、委員長と担当理事が必要だと認めた時にのみ多数決を採用する。</p> <p>2 委員会は、定められたメーリングリスト宛での電子メールによって<u>決議</u>を行うことができる。</p> <p>3 委員会が、電子メールによる<u>決議</u>を行う場合、その<u>決議</u>方法は、議長が、投票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、全委員の賛成をもって決する方法による。電子メールによる<u>決議</u>を行う場合、投票期間中に過半数に達しない議案は廃案となる。</p>	<p>(議決) 第 10 条 委員会の議決は、原則として全員一致とし、委員長と担当理事が必要だと認めた時にのみ多数決を採用する。</p> <p>2 委員会は、定められたメーリングリスト宛での電子メールによって議決を行うことができる。</p> <p>3 委員会が、電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は、議長が、投票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、全委員の賛成をもって決する方法による。電子メールによる議決を行う場合、投票期間中に過半数に達しない議案は廃案となる。</p>
<p>(規程の変更) 第 13 条 この規程の制定、改変又は廃止は、理事会の<u>決議</u>を経て行う。</p>	<p>(規程の変更) 第 13 条 この規程の制定、改変又は廃止は、理事会の議決を経て行う。</p>
<p>附則</p> <p>1 この規程は、2011 年 11 月 11 日から施行する。</p> <p>2 2012 年 11 月 7 日付の<u>改正</u>は、2012 年 11 月 7 日から施行する。</p> <p>3 <u>2015 年 2 月 18 日付の改正は、2015 年 2 月 18 日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 この規程は、2011 年 11 月 11 日から施行する。</p> <p>2 2012 年 11 月 7 日付の改定は、2012 年 11 月 7 日から施行する。</p>